

平成 26 年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者前期入試 試験問題

刑事法系（刑法、刑事訴訟法）

解答上の注意

1. 問題冊子は、表紙を含め 3 枚である。
2. 問題には、問題 1 と問題 2 がある。配点は、問題 1 が 50 点、問題 2 が 50 点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、問題 1 用と問題 2 用の 2 枚が配布されている。各問題ごとに解答用紙 1 枚を使って解答すること。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「刑事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
8. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】 以下の事例を読んで、Xの罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く）。
（解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。）

1. Aは、現金 2 万円などが入ったデイパック（以下、「本件デイパック」という）を背中に抱えて、バス停の行列に並んでバスを待っていたところ、時刻表をメモに書き留めておこうと思立った。そこで、行列の順番を確保するつもりで、自分の並んでいた位置に本件デイパックを置き、約 10 メートル離れた時刻表掲示板に向かった。

2. Aが時刻表を確認している最中、Aが並んでいたのは別のバス停にバスが到着したので、行列に並んでいた客の多くがそちらに移動した。その結果、本件デイパックは周囲には人がいない状況で放置された状態となった。Aは、その状態を認識しながらも、自分がいる場所と本件デイパックが置かれた場所との距離を考えれば、本件デイパックが持ち去られそうになった場合にはすぐにそれを防ぐことができると考え、本件デイパックをそのままにしてメモをとり続けた。

3. Aが並んでいた行列が別のバス停に移動した直後、Xが本件デイパックの近くを通りかかった。Xは、本件デイパックを見て、バスに乗ってすでにその場を離れた乗客が置き忘れたものと思い、そのまま持ち去った。この時点で、Aが行列を離れてから、約 5 分経過していた。

一方、Aは、メモをとることに気をとられ、このときは全く気づかなかったが、それから約 3 分後、本件デイパックを置いた場所に目をやると、それが何者かに持ち去られたと気付いた。

《問題 1 以上》

《次頁に続く》

【問題2】下記の【事実関係】を読み、【設問】に答えよ。

(解答は、【問題1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題2」と記入すること。)

【事実関係】

被告人Xは、下記の犯罪事実の他、平成24年10月から平成25年3月ころまでに、A県内において発生した30件余りの窃盗の嫌疑(以下、余罪事実という。)で逮捕、起訴された。逮捕に到る経緯は以下のようなものであった。

A県警は、余罪事実である30件の窃盗の手口がいずれも、金員を窃取後、醤油を被害者宅の家具類等に散布して逃走するという特異なものであったことから、以前、同様の手口による窃盗で逮捕歴のあるXがその犯人ではないかと疑い、平成24年11月以降、Xの追跡捜査を開始したが、尾行を警戒するXの巧みな行動のために取り逃がしていた。また被害者宅に指紋、足跡はなく、目撃者等の有力な証拠も得られないまま捜査は難航していた。しかし、捜査に従事していた窃盗犯担当の警察官甲らは、XがA県B市内のスーパーマーケットC店で頻繁に醤油を購入している事実を突き止め、平成25年3月5日、XがスーパーマーケットC店駐車場に自家用車(以下、X車両という。)を駐車し、店内に入ったところを見計らって、令状を得ることなしにX車両の車底に秘かに電波発信機を取り付け、Xの行動を秘かに監視することにした。電波発信機により甲らは、X車両の位置を正確に知ることができた。

平成25年4月1日午前1時ころ、XがB市内にある某マンション駐車場にX車両を駐車したことが電波発信機により確認されたため、甲らは、同マンション駐車場でXの行動を秘かに監視していたところ、Xが同マンション301号室に侵入し、約5分後にX車両に戻ってきたところを職務質問した。Xは、素直に301号室に侵入し、同室から金銭を窃取してきたことを認めたため(以下、本件窃盗事件という。)、甲らはXを現行犯逮捕した。また、301号室の住居人の承諾を得て同室内を捜索したところ、同室内の筆筒の引き出しが引き出されたままの状態となっており、指紋等は発見されなかったが、筆筒付近には醤油が散布されていた。

【設問】

(1) 甲らがX車両に電波発信機を取り付け、X車両及びXの行動を監視した捜査方法は適法か。

(2) 本件窃盗事件を間接事実(証拠)として、平成24年10月から平成25年3月までに発生した30件余りの窃盗事件の犯人をXだと認定することはできるか。

《問題2 以上》
《刑事法系問題 以上》

【出題意図】

問題 1

奪取罪における占有の限界および抽象的事実の錯誤が問題になる基本的な設例を素材にして、刑法の基本的事項に関する正確な理解をみるとともに、事例処理能力を試すものである。

問題 2

被疑者車両へ秘密裡に電波発信機を取りつける捜査手法及び類似事実による犯人性の特定に関する法的問題を出題した。